

# 鳥取市地域内情報 伝達設備整備事業補助金

地域社会では、過疎化、少子化、高齢化等の課題を抱えており、住民相互の助け合いによる安心・安全確保や、地域の活性化がこれまで以上に求められています。

本市では、平成29年度より地域コミュニティ活動を円滑に行うために、町内会、集落、自治会（以下「町内会等」）の連絡など、身近な情報を伝達する情報伝達設備の整備にかかる経費について一部助成します。

## 〈補助事業内容〉

| 補助対象事業                 | 補助対象経費  | 補助率    | 上限補助額  |
|------------------------|---|--------|--|
| (1) 音声告知専用<br>端末機器設置事業 | 音声告知専用端末機器の購入費及び<br>これらの設置に要する標準的工事費から<br><u>10,000円を差し引いた経費</u><br>↓<br>利用者の負担額は1世帯当たり<br>10,000円となります<br>※詳細については別紙参照 | 10分の10 | 1町内会等につき、音声告知専用<br>端末機器等を購入設置した世帯<br>数に次の額を乗じた額<br>(1) 日本海ケーブルネットワークエ<br>リアの場合 19,160円<br>(2) いなびぴょんぴょんネットエリ<br>アの場合 36,980円 |
| (2) 有線放送設備<br>設置事業     | スピーカー、放送卓、アンプ、ケーブル、<br>マイク、ポール、非常用電源等の設備の設<br>置経費等  | 2分の1   | 1町内会等につき 2,500,000円  |
| (3) 地域無線シス<br>テム設置事業   | 戸別受信機、放送卓、アンプ、アンテナ、<br>マイク、非常用電源等の設備の設置経費<br>等  | 2分の1   | 1町内会等につき 2,500,000円  |

## 〈補助対象者〉

鳥取市自治連合会に加盟する町内会等。

ただし、新規で地域内情報伝達設備を整備する町内会等については自治会加入世帯の8割以上の世帯が本事業に取り組むことが必要です。

※ 複数の町内会等で構成する組織でも可能です。

## 〈事業実施期間〉

平成29年4月1日から平成35年3月31日まで

## 〈その他〉

本補助金の利用は、期間内に1回限りとします。

ただし、「音声告知専用端末機器設置事業」に関して、  
利用後に新規設置者が出た場合は、この限りではありません。

### 補助受付開始スケジュール(案)

|          |            |
|----------|------------|
| 平成29年度から | 鳥取地域・国府・青谷 |
| 平成30年度から | 気高・鹿野      |
| 平成31年度から | 河原         |
| 平成32年度から | 福部・用瀬      |
| 平成33年度から | 佐治         |

※現時点での計画であり変更になることがあります。

## 《問い合わせ先》

◇鳥取地域・・・企画推進部 地域振興局 協働推進課 コミュニティ支援係  
〒680-8571 鳥取市尚徳町 116 【市役所本庁舎3階】  
電話：(0857) 20-3171

◇新市域・・・各総合支所 地域振興課

- ・国府 〒680-0197 鳥取市国府町宮下 1221 電話：(0857) 39-0555
- ・福部 〒689-0102 鳥取市福部町細川 668 電話：(0857) 75-2811
- ・河原 〒680-1221 鳥取市河原町渡一木 277 電話：(0858) 76-3111
- ・用瀬 〒689-1201 鳥取市用瀬町用瀬 832 電話：(0858) 87-2111
- ・佐治 〒689-1313 鳥取市佐治町加瀬木 2519-3 電話：(0858) 88-0211
- ・気高 〒689-0331 鳥取市気高町浜村 282-1 電話：(0857) 82-0011
- ・鹿野 〒689-0405 鳥取市鹿野町鹿野 1517 電話：(0857) 84-2011
- ・青谷 〒689-0592 鳥取市青谷町青谷 667 電話：(0857) 85-0011

◇各ケーブルテレビ事業者

- ・日本海ケーブルネットワーク(株) 営業推進部 電話：(0857) 21-2255
- ・いなばぴょんぴょんネット 業務部 電話：(0857) 22-6111



# 地域内情報伝達設備のメリット・デメリット

|       | 音声告知専用端末機器  | 有線放送設備  | 地域無線システム   |
|-------|---|---|--|
| 概要    | CATV事業者の行うサービスのひとつで、CATV網を利用した音声による情報提供機器   | 町内会内の各戸を有線ケーブルで接続し音声放送を行うもの   | 無線通信を用いて町内会内の戸別放送を行うもの   |
| メリット  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エリアを区分けして放送することができます<br/>(町内会内だけでなく、状況に応じて学校区や地区単位・支所単位等のグループ設定を行うことで広域での放送も可能)</li> <li>・放送する情報は電話で音声録音するため専用発信機器を設置する必要はありません</li> <li>・放送を録音して聞くことができます</li> <li>・伝送路のメンテナンスの必要がありません<br/>(CATV事業者が提供するサービスのため)</li> <li>・設置費用が3つの設備の中で最も安価です</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・CATVに加入する必要はありません</li> <li>・他の地域と混信することはありません</li> <li>・ケーブルを延長することで放送エリアを拡大できます</li> <li>・設備が単純であるため、断線等の修理は比較的簡単です</li> <li>・従来から使われている設備であるため、多くの電気事業者が対応できます</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・CATVに加入する必要はありません</li> <li>・ケーブル等の固定的な伝送設備は必要ありません</li> <li>・設置した後も機器の移動が容易です</li> <li>・エリアを区分けして放送することができます</li> <li>・放送を録音して聞くことができます</li> </ul>   |
| デメリット | <ul style="list-style-type: none"> <li>・CATVに加入することが前提です</li> <li>・同時に放送できる区域数に限りがあります<br/>(混み合った場合は、順番待ちになる)</li> <li>・毎月108円(税込)の利用料が必要です</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケーブルなど伝送路の保守・管理が必要です</li> <li>・機器を設置した後に再度移動する場合はケーブルの再配線が必要になります</li> <li>・新規設置の場合約50世帯で250万円程度の費用が必要です<br/>(線の延長等によって金額が変わります)</li> <li>・風雪・地震等の災害で断線する場合があります</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業者による、電波の到達状況や混信の有無の事前調査が必要になります</li> <li>・地形等の影響を受けやすいので、特に山間部では聞こえる範囲が狭まる可能性があります</li> <li>(出力の弱い無線電波を使うため)</li> <li>・新規設置の場合約50世帯で300万円程度の費用が必要です<br/>(地域の実情(地形・面積等)によって金額が変わります)</li> <li>・有線放送設備に比べて対応できる業者が少ないと思われれます</li> </ul> |

別紙：音声告知専用端末機器設置に係る補助について(1世帯当たり)

(税込円)

| CATV局             | メニュー       | 初期費用      |        |        | 維持費   | 補助額       |        |        | 利用者の負担額  |             | 備考                             |
|-------------------|------------|-----------|--------|--------|-------|-----------|--------|--------|----------|-------------|--------------------------------|
|                   |            | 標準<br>工事費 | 機器代    | 合計     |       | 標準<br>工事費 | 機器代    | 合計     | 初期<br>費用 | 利用料<br>(年額) |                                |
| 日本海ケーブル<br>ネットワーク | 新規         | 10,800    | 18,360 | 29,160 | 1,296 | 10,800    | 8,360  | 19,160 | 10,000   | 1,296       | 標準工事費を上回る部分につ<br>いては自己負担となります  |
|                   |            | 16,200    | 30,780 | 46,980 | 1,296 | 16,200    | 20,780 | 36,980 | 10,000   | 1,296       |                                |
|                   | 取替<br>(既設) | 0         | 30,780 | 30,780 | 1,296 | 0         | 20,780 | 20,780 | 10,000   | 1,296       | 農村型告知端末を利用して<br>いた町内会のみ該当となります |

実際に利用者に負担  
してもらった費用です

月額108円(税込)  
の12カ月分です

- ※ なお、音声告知専用端末機器の設置事業はケーブルテレビに加入することが前提となっています。
- ※ そのため、未加入の方が当事業に取り組みられる場合はケーブルテレビの加入金及び宅内工事費(30,000円程度)が別途必要となります。
- ※ 端末機器の故障等により修理が必要になった場合の費用は、利用者の自己負担となります。